

木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考要綱

平成22年1月27日告示第23号

改正

平成24年3月26日告示第77号

平成25年1月22日告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱（平成22年木更津市告示第22号。以下「交付要綱」という。）第11条第4項の規定により、支援金の交付の対象となる事業の選考を行う際の選考の基準及び方法を定めるものとする。

(事前審査)

第2条 市長は、事業の申込みをした団体から提案のあった事業内容について、交付要綱第11条第1項に規定する木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会（以下「選考会」という。）の開催に先立ち、次に掲げる事項について事前に審査するものとする。

- (1) 交付要綱第4条第6号に規定する補助等の有無
- (2) 交付要綱第10条に規定する企画申込書等の記載事項
- (3) 次条に規定する選考基準の選考項目のうち公益性の有無
- (4) 過去の申請実績及びその内容

2 市長は、前項各号に掲げる事項について、必要に応じ関係所管部署へ確認するものとする。

(選考基準)

第3条 選考会における選考基準は、次に掲げるものとする。

項目	選考基準
公益性	地域が抱える様々な課題の解決に向けて行う市民に有益な事業で、市のまちづくりに寄与するものであるか。
実現性	計画及び予算に具体性、実現性があり、事業を行うにあたって、団体が適正な規模、自己負担能力を有しているか。
発展性	協働のまちづくりの事業として発展が期待できるものであり、継続的に実施することが可能か。
独創性	発想や着眼点に先見性があり、まちづくりに寄与する創意工夫が凝らされているか。

自立性	支援金の交付を受けなくなった後も、資金等の面で自立することが期待できるか。
-----	---------------------------------------

(選考方法)

第4条 選考会の委員（以下「委員」という。）は、提案された事業（以下「提案事業」という。）ごとに前条に規定する項目について採点するものとする。

- 2 前項に規定する採点は、次に掲げる区分により行い、木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考採点表（別記第1号様式。以下「採点表」という。）に記入するものとする。

区分	点数
特に有る	5
有る	4
普通	3
あまり無い	2
無い	1

3 市長は、委員が記入した採点表を提案事業ごとに木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考集計表（別記第2号様式）により集計し、そのうち最高点及び最低点をつけた委員を除く委員の平均点を算定する。

4 市長は、前項の規定により算出した平均点が15点以上、かつ、前条に規定する公益性に関する平均点が3点以上の事業について、支援金を交付する提案事業として選考するものとする。

(結果の公表)

第5条 市長は、選考結果を市のホームページで公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付の対象となる事業の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(木更津市中心市街地まちづくり活動支援事業選考要綱の廃止)

- 2 木更津市中心市街地まちづくり活動支援事業選考要綱（平成19年木更津市告示第142号）は、

廃止する。

附 則（平成24年3月26日告示第77号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月22日告示第20号）

この告示は、平成25年2月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条第2項）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考採点表

委員氏名 _____

区分	選考基準					採点計	備考
	公益性	実現性	発展性	独創性	自立性		
提案 1							
提案 2							
提案 3							
提案 4							
提案 5							
提案 6							
提案 7							
提案 8							
提案 9							
提案 10							

第2号様式（第4条第3項）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考集計表